

一般社団法人島根県臨床検査技師会

精度管理委員会運営規程

平成 25 年 3 月 5 日 制定

(総則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人島根県臨床検査技師会(以下、「法人」という)の「組織運営規程」に基づき、精度管理委員会(以下、「委員会」という)について必要事項を定める。

(目的)

第 2 条 法人及び関係団体の行う精度管理事業を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精度管理に関すること
- (2) 検査業務及び検査成績に関すること
- (3) 精度管理に関する啓発、教育及び普及に関すること
- (4) その他、目的達成に必要なこと

(委員)

第 4 条 委員会を運営するため、次の委員を置く。

- (1) 責任者 1 名 (学術部長)
- (2) 委員長 1 名
- (3) 副委員長 1 名
- (4) 委員 若干名
- (5) 学識経験者 若干名(必要に応じて)

第 5 条 委員長及び委員は、理事会で選任し、会長が委嘱する。

第 6 条 委員長及び委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

(運営及び会議)

第 7 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集する。

2 委員会は、委員長が議長となり、次の事項を協議する。

- (1) 事業の計画と予算
- (2) 事業の報告と決算
- (3) 日臨技精度保証施設認証制度に基づく申請及び審査に係る事項
- (4) その他、事業に関すること

第 8 条 委員会は、事業の運営について審議決定のうえ、理事会で承認を得るものとする。

(実務委員会の設置)

第 9 条 委員会は、各事業遂行のため実務委員会を設置することが出来る。

- 2 実務委員会は、委員会委員と若干名の実務委員により構成する。
- 3 実務委員は、委員会で選任し、理事会で承認の後に会長が委嘱する。
- 4 実務委員会の実務委員長は、委員会の委員長が指名する。
- 5 実務委員会の運営は、精度管理実務委員会運営細則に定める。

(精度管理調査事業に係る費用の支弁)

第 10 条 委員会は、精度管理調査事業に係る費用を支弁することができる。

2 その基準は、精度管理実務委員会運営細則に定める。

(個人情報の保護)

第 11 条 この規程に規定する委員会委員および実務委員は、島臨技個人情報管理規定に則り、個人情報の保護に努めなくてはならない。

(安全対策の措置)

第 12 条 この規程に規定する委員会委員および実務委員は、日臨技医療安全管理指針に則り、試料取り扱い等の安全対策を講じなければならない。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程は、理事会の議決により改訂または廃止することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条により準用される同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。